

～税理士が押さえておくべき～

業際問題の理論と現実

弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士 永吉啓一郎

講師紹介

- 法人名 弁護士法人ピクト法律事務所
- 所在地 東京都渋谷区渋谷 3-1 2-2 2
渋谷プレステージ 8階
- 代表者 永吉啓一郎
- 社員数 25名（うち弁護士16名）

講師紹介

愛知県知多市出身

2011年 司法試験合格

2012年 鳥飼総合法律事務所入所

2015年 弁護士法人ピクト法律事務所を設立し、代表に就任

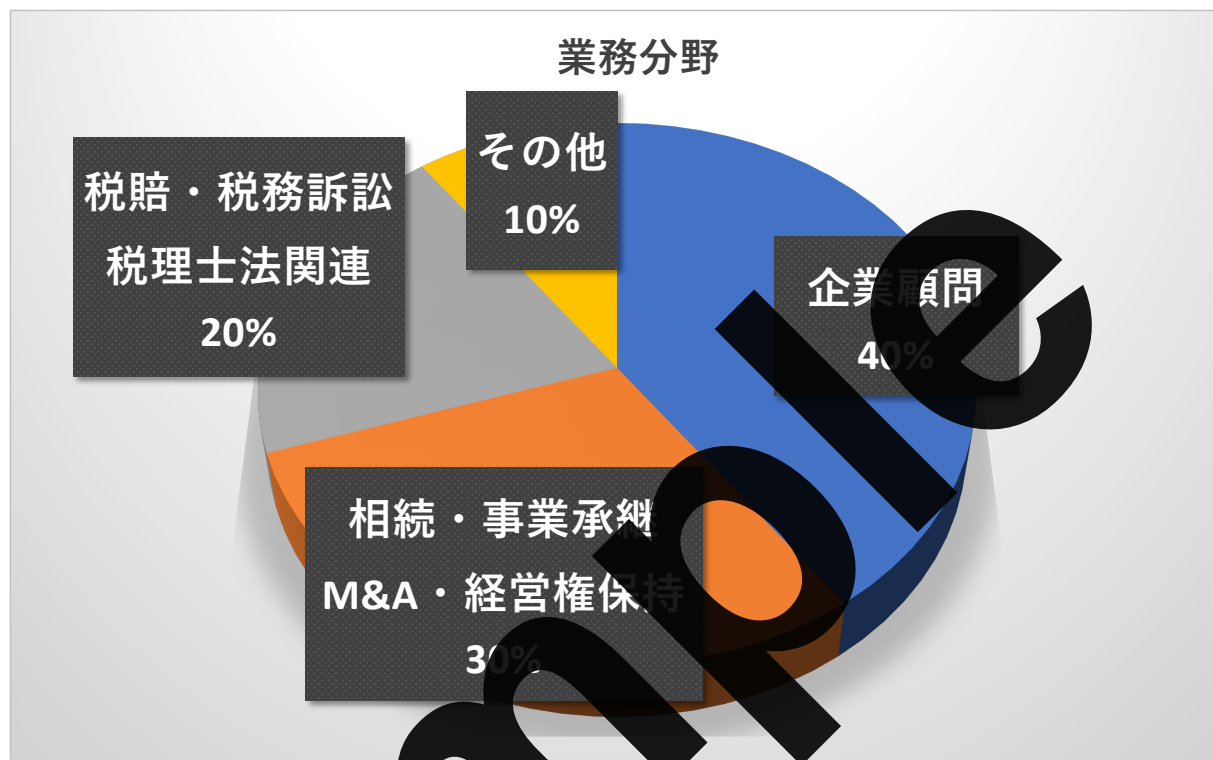
現在、300名を超えるの「税理士」が会員となっている「税理士法律相談会」を運営し、年間500件以上の相談を受けている。特に法務と税務がクロスオーバーする領域に定評があり、税理士と連携した税務調査支援、税務争訟対応、相続・事業承継事前対策と紛争対応、少数株主事前対策と紛争対応、税賠対応（税理士側）や税理士事務所内部の法的整備などを多く取り扱っている。

講師紹介（主な著書）



講師紹介

弁護士法人ピクト法律事務所



今日のトピック

1 各士業の独占業務と業際問題

- ① 税理士
- ② 社会保険労務士
- ③ 司法書士
- ④ 行政書士
- ⑤ 弁護士

2 各士業の業際の分水嶺と諸問題

3 各士業の紹介料の授受

各士業の独占業務

6



弁護士法人

ピクト法律事務所

Sample

① 税理士の独占業務

(税理士業務の制限)

税理士法52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

税理士法2条 . . . (略) . . .

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 . . . (略) . . .

① 税理士の独占業務

○ 1号業務（税務代理）

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（略）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（略）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

施行令第1条の2 法第2条第1項第1号に規定する政令で定める行為は、租税（略）に関する法令又は行政不服審査法（略）の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為とする。

① 税理士の独占業務

○ 3号業務（税務相談）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（略）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税（森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

- ・ 絶対的独占業務 かつ 無償独占
- ・ 一定の場合、弁護士・行政書士も可能（後述）

② 社労士の独占業務

(業務の制限)

社労士法 27条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

(業務の制限の解除)

施行令 2条 法第27条ただし書の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 公認会計士又は外国公認会計士が行う公認会計士法(略)第2条第2項に規定する業務
- 二 税理士又は税理士法人が行う税理士法(略)第2条第1項に規定する業務

② 社労士の独占業務

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四～六 ～個別労働関係紛争関連～

② 社労士の独占業務

社労士法 2 条 . . . 略 . . .

2 . . . 略 . . .

3 . . . 略 . . .

4 第 1 項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

相対的独占業務 かつ 有償独占

Sample

③ 司法書士の独占業務

(非司法書士等の取締り)

司法書士法73条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者(略)は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2~5・・・略・・・

司法書士法3条・・・略・・・

8 司法書士は、第1項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

③ 司法書士の独占業務

○ 1項4号・5号業務

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（略）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。

ただし、～略～

七～八 ……略……

相対的独占業務 かつ 無償独占

④ 行政書士の独占業務

(業務の制限)

行政書士法 19 条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第 1 条の 3 に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

④ 行政書士のその他の業務

行政書士法 1 条の 4 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 ……略……

二 ……略……

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

相対的独占業務 かつ 有償独占

⑤ 弁護士の独占業務

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

弁護士法72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(弁護士の職務)

弁護士法3条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

法律上の整理一覧

士業	独占業務の定義と性質	独占の根拠	主な独占対象	報酬要件
税理士	税理士法2条1項 絶対的独占業務	法52条	税務代理・税務書類の作成・税務相談	無償独占
社労士	社労士法2条1項 1号・2号 相対的独占業務	法27条	労働社会保険関連法に基づく申請書等・帳簿の作成及び手続代理・代行等	有償独占
司法書士	司法書士法3条1項 1号～5号 相対的独占業務	法73条1項	登記・供託手続代理、法務局への提出書類の作成、裁判所等に提出する書類作成、これらに関する相談	無償独占
行政書士	行政書士法1条の3 相対的独占業務	法19条1項	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成	有償独占
弁護士	72条（3条） 絶対的独占業務	法72条	一般の法律事件に関する鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務	有償独占

各士業の業際の分水嶺と諸問題

34



弁護士法人

ピクト法律事務所

Sample

税理士と社労士業務（給与関連）

平成14年6月6日付け日本税理士会連合会
と全国社会保険労務士会連合会の確認書

補助資料②

「租税債務の確定に必要な事務」とは？

税理士と社労士業務（給与関連）

○賃金台帳

社労士 2号業務

二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

措置法施行令5条の6の4 . . . 略 . . .
6 法第10条の5の4第3項第1号に規定する政令で定めるものは、当該個人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法（略）第108条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

税理士と社労士業務（給与関連）

税理士ないし税理士法人が、社労士と提携ないし社労士事務所を併設している場合



社労士（法人）の直接契約が必要なので注意
（税理士側が社労士に外注しても、税理士が行っていることになるので要注意）

税理士と司法書士業務

○司法書士法 3条 1項 1号～3号及び5号

第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 ～略～

五 前各号の事務について相談に応ずること。

税理士と司法書士業務

会社設立

①定款案作成→②定款認証→③設立登記

一部行政書士会からは①及び②は、行政書士の独占業務である旨の見解あり。

一般的？な見解・・・設立登記に向けたものとして司法書士も可能。

※ 税務署に提出する書類は、税理士の独占業務

相続関連業務

「遺産分割協議書の作成及び相談」

各監督官庁や士会で見解の相違がある

- ・ 行政書士会 . . .

「権利義務又は事実証明に関する書類」
として作成できる。

- ・ 司法書士業界 . . .

登記申請の添付資料として「法務局～に
提出する書類」として作成できる。

いずれも相対的独占業務のため難しい。

相続関連業務

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

弁護士法72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件 i その他一般の法律事件 に関して ii 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務 を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、 iii この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

相続関連業務

i 「法律事件」

・ 法務省の見解？__事件性必要説

列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義を有するものであり、事件というにふさわしい程度に争いや疑義が具体化又は顕在化したもの

※補助資料①参照

・ 弁護士会の見解？__事件性不要説

法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生するもの

相続関連業務

i 「法律事件」

- 企業の合併及び買収に関するアドバイザー契約に基づく報酬請求権（民事事件）

東京地判平成22年1月26日（民事事件）

原告は、本件契約に基づき、被告とB社との間の本件M&A契約（本件株式売却及び本件株式交換に関する契約）及び本件覚書の内容について、B社と交渉をしたことが認められる。

この「その他一般の法律事件」については、同条が「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件」を例示した上で「その他一般の法律事件」と表現していることにかんがみると、その訴訟事件等の具体的例示に準ずる程度の法律事件であることを要することは明らかであるところ・・・省略・・・本件M&A契約及び本件覚書の締結が上記の訴訟事件等の具体的例示に準ずる程度の法律事件に当たるものと認めることは困難である。

相続関連業務

ii 「鑑定～その他の法律事務」

「鑑定」 法律上の専門知識に基づいて
法律見解を述べること

「法律事務」 法律上の効果を生じ、変更する事
項の処理や、保全、明確化する事
項の処理をいうと解される。
(最近の裁判例)

相続関連業務

iii 「他の法律に別段の定め」

「訴を提起すべきか、併せて証拠の申出をすべきか、仮差押、仮処分等の保全の措置に出るべきか、執行異議で対処すべきか」などまで判断するとともに、「資料の収集、帳簿の検討、関係者の面接調査、訴訟維持の指導」をもなすことが、司法書士の業務ないしこれに付随する業務であるかどうかは、その行為の実質を把握して決すべきである。例えば訴状を作成する段階でも証拠の存在内容を念頭に置く必要があるし、前示の一般的な法律常識の範囲内で助言指導をすることは何ら差支えない。これを一率に基準を立てて区分けすることは困難であって、結局はその行為が属託に基づく事務処理全体から見て個別的な書類作成行為に収束されるものであるか、これを越えて事件の包括的処理に向けられ事件内容についての鑑定に属する如き法律判断を加え、他人間の法律関係に立ち入るものであるかによって決せられると解すべきである。

相続関連業務

「遺産分割協議書の作成及び相談」

○税理士業界の見解

相続税申告が必要な場合に限り認められる？

(申告書等)

施行規則1条 税理士法(略)第2条第1項第2号に規定する財務省令で定める書類(その作成に代えて電磁的記録(略)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。

相続関連業務

「遺産分割協議書の作成及び相談」

○税理士業界の見解

絶対的独占業務であることとの整合性
(弁護士法は問題にならないはずだが、他の業法との整合性)

東京地判平成7年11月27日

税務の専門家として、租税に関する法令、通達等に従い、適切に相続税の申告手続をすべき義務を負うことはもちろん、納税義務者たる原告らの信頼にこたえるべく、相続財産について調査を尽くした上、相続財産を適切に各相続人に帰属させる内容の遺産分割案を作成、提示するなどして、できる限り節税となりうるような措置を講ずべき義務をも負うものといえることができる。

各士業の紹介料の授受



各士業の紹介料

○弁護士

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

弁護士法72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(非弁護士との提携の禁止)

弁護士法27条 弁護士は、第72条乃至第74条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

各士業の紹介料

○司法書士

(不当誘致等)

司法書士行為規範 12条 司法書士は、不当な方法によって事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

2 司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、いかなる名目によるかを問わず、その対価を支払ってはならない。

3 司法書士は、依頼者の紹介をしたことについて、いかなる名目によるかを問わず、その対価を受け取ってはならない。

Sample

各士業の紹介料

○社労士

(不当勧誘等の禁止)

全国社労会連合会会則 4 3 条の 4 社会保険労務士会の会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。

2 社会保険労務士会の会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。

3 社会保険労務士会の会員は、誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。

4 社会保険労務士会の会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。

5 社会保険労務士会の会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。

各士業の紹介料

A ご質問のような行為は社会保険労務士法第23条の2（非社労士との提携の禁止）に抵触することになります。非社労士が社労士と顧客との間に立って契約の成立の便宜を図るような行為は禁止されています。社労士が知人や取引先から顧客を紹介されるような場合は該当しませんが、社労士ではないのに社労士の名称を使用し、あるいは「紹介」と称していても実質的に他人からの求めに応じて労働・社会保険関係手続業務を引き受けるなどして常態的に違法行為を行っている者のあつせん行為に対して謝礼やその他実質的な利益の授受がある場合は問題とされ、これを利用しようとする社労士は非難されることとなります。また、現実に顧問契約等の契約関係が成立していなくても違法とされることがあります。不適切な行為を行う事業所の介在により社労士の中立性が損なわれる危険性もあります。

社労士側としては、上記のようなあつせん行為について申し出をされても受諾の意思表示をしなければ違法とはなりませんので、危ない話はきっぱりと断ることが肝要です。

各士業の紹介料

○より深い法令分析. . . ?

（弁護士の職務）

弁護士法 3 条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

弁護士法第 7 2 条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で（省略）法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。